

## I. 各種手数料の額

1. 認証(リモート検査・再検査・臨時確認検査・事前通知しない検査を含む)に係わる手数料(1申請当り)

単位:円

区分	分類	種類	認証手数料	書類審査等の手数料並びに書類審査報告書作成手数料	現地検査等の手数料	現地検査等報告書作成手数料	判定作業の手数料ならびに判定結果報告書作成手数料	認証書発行手数料	合計	備考
A 含) ・・生 有有産 機機行 飼農程 料産管 (物産理 飼作物 料作物 の生産 ほ場を 有する 場	I	有機申請面積が1ha未満の場合	26,000	5,000	6,000 (現地検査等基本時間3時間内)	6,000	10,000	10,000	63,000	(面積1㎡×10円)+(3ほ場以上:追加ほ場×4,000円)+実費
	II	有機申請面積が1ha以上2ha未満の場合	32,000	9,000	7,000 (現地検査等基本時間3.5時間内)	7,000	11,000	10,000	76,000	(面積1㎡×10円)+(3ほ場以上:追加ほ場×4,000円)+実費
	III	有機申請面積が2ha以上3ha未満の場合	38,000	12,000	8,000 (現地検査等基本時間4時間内)	8,000	13,000	10,000	89,000	(面積1㎡×10円)+(3ほ場以上:追加ほ場×4,000円)+実費
	IV	有機申請面積が3ha以上6ha未満の場合	46,000	15,000	9,000 (現地検査等基本時間4.5時間内)	9,000	16,000	10,000	105,000	(面積1㎡×10円)+(3ほ場以上:追加ほ場×4,000円)+実費
	V	有機申請面積が6ha以上10ha未満の場合	55,000	20,000	10,000 (現地検査等基本時間5時間内)	10,000	20,000	10,000	125,000	(面積1㎡×10円)+(3ほ場以上:追加ほ場×4,000円)+実費
	VI	有機申請面積が10ha以上20ha未満の場合	70,000	25,000	11,000 (現地検査等基本時間5.5時間内)	11,000	25,000	10,000	152,000	(面積1㎡×10円)+(3ほ場以上:追加ほ場×4,000円)+実費
	VII	有機申請面積が20ha以上の場合	90,000	30,000	12,000 (現地検査等基本時間6時間内)	12,000	30,000	10,000	184,000	(面積1㎡×10円)+(3ほ場以上:追加ほ場×4,000円)+実費
B 輸機小い・・生 入飼分場有加産 業料け合機工行 者(業)業飼食程 (農産物・加工食品) ・加工食品・有	I	年間有機売上げが100万円未満の場合	24,000	8,000	8,000 (現地検査等基本時間4時間内)	8,000	14,000	10,000	72,000	+実費
	II	年間有機売上げが100万円以上500万円未満の場合	53,000	12,000	12,500 (現地検査等基本時間7.5時間内)	12,500	23,000	10,000	123,000	+実費
	III	年間有機売上げが500万円以上1,000万円未満の場合	78,000	17,000	15,000 (現地検査等基本時間7.5時間内)	15,000	28,000	10,000	163,000	+実費
	IV	年間有機売上げが1,000万円以上5,000万円未満の場合	120,000	42,000	26,000 (現地検査等基本時間13時間内)	26,000	50,000	10,000	274,000	+実費
	V	年間有機売上げが5,000万円以上の場合	175,000	55,000	33,000 (現地検査等基本時間16.5時間内)	33,000	65,000	10,000	371,000	+実費

## 2. 検査実費等

- 1) 旅費は公共交通機関、レンタカー、自家用車(50円/km)の実費を申請者が負担する。
- 2) 検査員の移動に要した費用(移動日当)として、1時間当たり2,000円を徴収する。
- 3) 現地検査等基本時間を超過した場合1時間当たり2,000円が追加加算される。
- 4) リモート検査の場合、旅費及び移動日当は発生しない。
- 5) リモート検査中に現地の確認を必要とする事項が発生した場合、訪問検査に切り替る。その際、現地検査に伴う費用は申請者が負担する。
- 6) リモート検査の場合、リモート検査手数料として一律5,000円を徴収する。

## 3. その他

## 区分Aの手数料

- 1) ほ場数に係る手数料  
1申請につき、**2ほ場までを基本額**とする。  
3ほ場以上の場合は、追加ほ場1ほ場につき4,000円を加算する。
- 2) 有機申請面積に係る手数料  
ほ場数に関わらず、**有機申請面積1㎡につき10円を加算**する。
- 3) グループ申請は申請対象外とする。

## 区分Bの手数料

- 1) 区分Bの年間有機売上の定義  
区分Bの年間有機売上げは、事業者の有機に係る販売金額総額をいう。
- 2) 区分Bの新規認証手数料  
区分Bの新規認証に係る手数料は分類Iを適用する。次年度以降はIの認証に係る手数料の分類を適用する。

## 区分A・B共通

- 1) リモート検査に係る通信費用  
リモート検査に伴う申請者側の端末の通信費用は申請者が負担する。
- 2) 変更届および臨時確認検査の手数料  
変更届及び認証事項の臨時確認検査の場合の手数料は、  
・ 区分Aの場合は追加ほ場の面積により分類する。  
・ 区分Bの場合は分類Iとする。

## 4. 各種手数料の支払いについて

- 1) 認証に係る手数料
  1. 非会員の申請者は、申請時に運営協力金を支払う。
  2. 各種手数料は、請求書受領時に支払う。  
※ 手数料の支払いを確認次第、認証書および認証に係る詳細を送付する。
  3. 支払いは原則振込みとする。
- 2) 検査中止等の際の認証に係る手数料の支払い  
現地検査において、検査員が申請要件もしくは認証要件を満たしていないと判断した場合、検査業務を中止する事が出来る。その際の料金は、中止に至るまでの検査員の時間給(人件費)および旅費・宿泊費等の実費を支払うものとする。
- 3) 再検査並びに臨時確認検査の手数料  
申請者及び認証事業者の何らかの事由により再検査・臨時確認検査が必要となった場合は、当別表の手数料を適用し、申請者及び認証事業者が負担する。
- 4) 認証に係る手数料の再請求について  
認証に係る手数料の額を所定の期日までに振り込まれなかった場合、再請求に係る実費等を申請者及び認証事業者に請求する場合がある。
- 5) 輸出証明書の妥当性検査並びに輸出証明書交付手数料  
輸出証明書の妥当性検査並びに輸出証明書交付手数料は20,000円とする。

## II. 運営協力金

生産行程管理者(有機農産物・有機飼料)は20,000円、  
生産行程管理者(有機加工食品・有機飼料(加工))・小分け業者(有機農産物・有機加工食品・有機飼料)・輸入業者(有機農産物・有機加工食品)は35,000円。  
ただし、HOSK会員は免除する。